

第73号議案

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例の一部改正について

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年8月30日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

市が所有している浄化槽整備推進事業施設を使用者等に譲与できるとしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「又は浄化槽の」を「(当該住宅等を管理する権限を有する者を含む。)又は」に改める。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（譲与）

第 14 条 豊後大野市有財産条例（平成 17 年豊後大野市条例第 74 号）の規定にかかわらず、市長は、浄化槽を設置した年度の翌年度から起算して補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号に規定する期間が経過したときは、当該浄化槽を所有者等に対し、譲与することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。